

# 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）により設置される次世代放射光施設NanoTerasu（ナノテラス）の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、NanoTerasuを特定先端大型研究施設に追加するとともに、NanoTerasuの設置者である量研にNanoTerasuの共用部分を研究者等の共用に供する業務等を行わせることとする等の措置を講ずる。

## 概要

### （１）NanoTerasuを特定先端大型研究施設に追加

特定先端大型研究施設として、量研により設置されるNanoTerasuを追加し、研究者等による共用を促進する。（第２条第３項関係）

### （２）量研の業務の追加

量研の業務に、放射光共用施設（NanoTerasuの共用ビームライン部分）の建設・維持管理を行い、これを研究者等の共用に供すること等を追加する。（第５条第１項関係）

### （３）登録施設利用促進機関によるNanoTerasuの利用促進業務の実施

量研が行うものとされた業務のうち、利用者の選定及び支援に係る業務を、登録施設利用促進機関に行わせることができることとする。（第８条第１項関係）

施行期日 令和６年４月１日

（附則第１条関係）

## ◆ 共用促進法に基づく特定先端大型研究施設の共用の枠組み

